





(説明)

## 1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

開示を受けた保有個人情報である場合は、保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「訂正等を求める保有個人情報」

### (1) 「開示決定通知書の文書番号」

開示を受けた保有個人情報である場合は、開示決定通知書の文書番号、日付を記載してください。

### (2) 訂正等を求める保有個人情報の名称等

訂正等を求める保有個人情報を特定するため、名称等を記載してください。

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

記載例「〇〇を△△に書き換え、□□を削除せよ」

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 本人確認書類等

### (1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通

知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

## (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

## (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関名）印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）

※この処分に対する逗子市個人情報の保護に関する条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起について

- 1 この処分に不服がある場合には、逗子市個人情報保護委員に対して不服の申出ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事務担当

第15号様式（第18条関係） 訂正をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関名） 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※この処分に対する逗子市個人情報の保護に関する条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起について

- 1 この処分に不服がある場合には、逗子市個人情報保護委員に対して不服の申出ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができ  
なくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審  
査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として  
（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知っ  
た日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起  
算して6か月以内であっても、この処分の日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決  
があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消し  
の訴えを提起することができなくなります。

事務担当

第16号様式（第19条関係） 訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関名） 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、逗子市個人情報の保護に関する条例（令和4年逗子市条例第16号）第8条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当

第17号様式（第20条関係） 訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関名） 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、逗子市個人情報の保護に関する条例（令和4年逗子市条例第16号）第9条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第9条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

事務担当



第18号様式（第21条関係） 他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

（実施機関名） 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

事務担当

第19号様式（第21条関係） 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関名）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等）  （連絡先） 部局課室名： 担当者名：  所在地：  電話番号：
備考	

事務担当

第20号様式（第22条関係） 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

（実施機関名）

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している以下の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）

事務担当